

労働保険事務組合事務処理規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、熊本商工会議所（以下「本所」という。）の定款第7条第18項の規定により、本所が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第4章及び石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第38条第2項並びに同条第3項の規定により準用する法第34条、第35条（第4項を除く）及び第36条の規定に基づき、労働保険事務組合として熊本商工会議所会員（以下「会員」という。）の委託を受けて労働保険事務及び一般拠出金事務（以下「労働保険事務等」という。）を処理する方法及びその処理に関して生ずる本事務組合、本事務組合に労働保険事務等を委託した会員（以下「委託会員」という。）及び委託会員の事業主や法人企業の役員、同居親族などであって労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第4章の2の規定による特別加入の承認を受けている者（以下「特別加入者」という。）の責任を定めることを目的とする。

第2章 労働保険関係事務処理の委託

(労働保険関係事務処理の受託)

第2条 本事務組合が、委託を受けて処理する労働保険事務等は、労災保険法の規定による保険給付の請求書等の記載事項に関する証明及び雇用保険法の規定による日雇労働被保険者に関する事務等を除き、委託会員が事業主として処理すべき労働保険事務等の一切とする。

2 会員が本事務組合に労働保険事務等の処理を委託しようとするときは、前項に規定する労働保険事務等の一切の処理を委託するものとする。

3 本事務組合が労働保険事務等の処理を受託できる事業所は次の通りとする。

(1) 熊本商工会議所の会員企業であること。

(2) 所在地域が熊本市内で、且つ熊本公共職業安定所の管轄区域であること。

(委託事務の手続き)

第3条 会員は、本事務組合に労働保険事務等の処理を委託しようとするときは、本事務組合に「労働保険事務処理委託書（組様式第1号）」を提出しなければならない。

2 本事務組合は、会員より労働保険事務処理委託書の提出を受けたときは、直ちに受託の可否を当該会員に通知するものとする。

3 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿（徴収則様式第18号・石綿則様式第5号）」に所定事項を記載し、「労働保険事務組合事務処理規約」を当該委託会員に交付するものとする。

4 労災保険法第4章の2の規定に基づき特別加入をしようとする委託会員は、中小事業主等又は海外派遣者の特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。

(委託の解除)

第4条 本事務組合又は委託会員が、労働保険事務等の処理の委託を解除しようとするときは、7日前

までに「労働保険事務処理委託解除通知書（組様式第11号）」によって、本事務組合又は委託会員に通知しなければならない。

2 委託会員は、労災保険法第3条第1項及び雇用保険法第5条第1項に定めがある適用事業に該当しなくなった場合は法第5条に基づき、速やかにその旨を本事務組合に通知し、委託解除の手続きを行わなければならない。

3 本事務組合は、委託会員が次の各号に該当する場合、労働保険事務等の処理の委託を解除することができる。

- (1) 本所の年会費が未納でその権利が停止又は剥奪された場合
- (2) 本規約第20条に定める事務委託手数料が3年を超えて未納となっている場合
- (3) 年度更新の際などに理由無く書類の提出が無い場合
- (4) 関連する各種法令、刑法等の法律又は本規約に違反した場合
- (5) その他、委託会員の重大な責に帰すべき事由

(特別加入者の脱退の手続き)

第5条 委託会員が、労災保険法第33条第1号及び第2号に掲げる者を包括して労災保険の保険給付を受けることができる者とし、ないことを希望する場合には、すみやかに本事務組合に連絡し、特別加入脱退申請書を本事務組合に提出しなければならない。

第3章 事務処理の方法

(賃金総額等の報告)

第6条 委託会員は、次の各号に掲げる事項を「労働保険料算定基礎賃金等の報告（組様式第4号）」により、毎年、本事務組合が指定する期日までに報告しなければならない。

- (1) 事業の概要
- (2) 使用労働者について前年度中（前年4月1日から本年3月31日まで）に支払った賃金の総額及び本年度中に支払う賃金総額の見込額
- (3) その年度中の1ヶ月平均使用労働者数
- (4) 特別加入者がある場合には、その加入者が本年度希望する給付基礎日額
- (5) その他、本事務組合が必要と認める事項

2 本事務組合が熊本労働局労働保険特別会計歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び熊本労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿（徴収則様式第19号・石綿則様式第6号）」に所定事項を記載し、すみやかに当該委託会員に通知するものとする。

(一括有期事業等の報告)

第7条 法第7条の規定により、有期事業の一括扱いを受ける事業に係る委託会員は、次の各号に掲げる事項を、それぞれの事業の開始した翌月5日までに「一括有期事業開始届」にて、本事務組合に報告しなければならない。

- (1) 事業の名称及び事業場の所在地
- (2) 予定される事業の期間

(3) 建設の事業にあつては、請負金額並びに発注者の氏名又は名称及び住所

2 法第7条の規定により、有期事業の一括扱いを受ける事業に係る委託会員は、次の各号に掲げる事項を、「一括有期事業総括表（組機様式第8号）」「一括有期事業報告書（様式第7号）」により、毎年、本事務組合が指定する期日までに報告しなければならない。

- (1) 前年度内（前年4月1日から本年3月31日まで）に終了した元請工事の請負額及び本年度内に終了する予定の元請工事の請負額の見込額
- (2) 事業の名称、事業場の所在地、事業の種類及び事業の実施期間
- (3) 特別加入者がある場合には、その加入者が本年度希望する給付基礎日額
- (4) その他、本事務組合が必要と認める事項

(事業所届出事項並びに雇用保険被保険者・特別加入に関する異動・変更等の報告)

第8条 委託会員は、その使用労働者についての雇用保険被保険者の資格取得、喪失、転出入、氏名変更等の異動（以下「被保険者の異動」という。）又は委託会員の事業所の名称、事業主の変更、所在地等の異動（以下「事業所の異動」という。）が発生した場合、特別加入者の氏名、役職名、従事する業務の変更、転出入等（以下「特別加入者の異動」という）等が発生した場合、本事務組合が各関係機関に対する届書を作成する必要な事実を、その届書の提出期限5日前までに本事務組合に報告しなければならない。

2 委託会員は、「雇用保険被保険者証」（以下「被保険者証」という。）の交付を受けている者について、前項の規定による被保険者の異動に伴う手続きを行うときは、これを提出しなければならない。

3 本事務組合が本条第1項の被保険者の異動に関する通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（徴収則様式第20号）」（以下「事務等処理簿」という。）に所定事項を記載するものとする。

4 本事務組合が熊本公共職業安定所長から被保険者又は事業主等の異動に関する通知を受けたときは、事務等処理簿に所定事項を記載するものとする。

5 本事務組合が雇用保険法施行規則第10条第1項・第2項、第12条第1項及び第14条第4項の規定により、被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託会員にこれを送付するものとする。

6 本事務組合が、労働局長より本条第1項の特別加入の移動に関わる承認通知を受けたときは、直ちに当該委託会員にこれを通知するものとする。

(離職証明書に関する報告)

第9条 委託会員は、その使用する被保険者が離職した場合及び離職する旨報告があった場合は、「雇用保険被保険者離職証明書」（以下「離職証明書」という。）交付の希望の有無を離職者本人に確認のうえ、すみやかに本事務組合に報告しなければならない。

2 本事務組合は、離職証明書を作成するに足る事実並びに交付希望の有無の通知を委託会員から受けたときは、事務等処理簿にその旨を記載するものとする。

3 本事務組合が雇用保険被保険者資格喪失届に離職証明書を添えて熊本公共職業安定所長に提出し離職証明書の交付を受けたときは、事務等処理簿に所定事項を記載し、すみやかに当該離職者にこれを交付するものとする。ただし、当該離職者を使用していた委託会員を通じてこれを交付することを妨げない。

4 本事務組合は、離職証明書の交付を希望しなかった者が、その後交付を希望したため手続きを行うときは、当該離職者を雇用していた委託会員にその旨を通知するとともに、事務等処理簿に所定事項を記載するものとする。

（労働保険料等の納付に関する事項）

第10条 本事務組合は、委託会員から本規約第6条又は第7条に規定する報告を受けたときは、前年度確定保険料・当年度概算保険料・一般拠出金又は当該事業に係る労災保険料を算定し、納付すべき労働保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）を「労働保険料等納入通知書（組様式第7号（甲）」（以下「納入通知書」という。）により委託会員にその旨を通知するものとする。

2 前項規定により通知を受けた委託会員は、当該納付すべき労働保険料等を本事務組合が指定する期日までに納入しなければならない。

3 本事務組合は、委託会員毎に「労働保険料等徴収及び納付簿」（以下「納付簿」という。）を作成し、労働保険料等の納入を受けたときは、労働保険料等額並びに受領年月日をこれに記載するものとする。

4 本事務組合は、本規約第6条の規程による報告を受け、本条第1項の規定による労働保険料等の納入を法定納期前に受けた場合は法定期限までに、法廷納期後に受けた場合は直ちに所定の保険料・拠出金申告書を作成し、その全額を国に納付するものとする。

（納入告知を受けた場合の事務）

第11条 本事務組合は、委託会員が徴収則第38条第5項又は石綿則第2条の5第5項の規定による納付の告知を受けたときは、納付簿に納入告知事項を記載し、告知書に指定された納期限の10日前までに、委託会員にこれを送付するものとする。

2 納入告知書の送付を受けた委託会員は、告知書に指定された期限の5日前までに請求された労働保険料等の金額をこれに添えて本事務組合に納付しなければならない。

（督促を受けた場合の事務）

第12条 本事務組合は、委託会員について法第27条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第27条第1項の督促状を受けたときは、納付簿に所定事項を記載し、督促状に指定された期限の7日前までに、これを当該委託会員に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた委託会員は、督促状の指定期限の5日前までに、督促状にある労働保険料等を本事務組合に納付しなければならない。

（労働保険料等領収証の交付）

第13条 本事務組合は、第10条・第11条・第12条に規定する場合において、委託会員から労働保険料等の交付を受けたときは、「労働保険料等領収証（組様式第8号）」をすみやかに発行し、納付簿に所定の事項を記載するものとする。

（労働保険料等領収証控等の保存）

第14条 本事務組合は、委託会員から労働保険料等その他の徴収金の交付を受け、これを国に納付したことを証する「領収証（控）」、「納付書・領収証書」等を3年間保管するものとする。

第4章 事務組合の責任

(労働保険料等の納付責任)

第15条 委託会員が労働保険料等その他規定による徴収金の納付のため、金銭を本事務組合に納入したときは、本事務組合はその金額の限度で政府に対してそれらの納付の責を負うものとする。

2 法第21条第1項若しくは第28条第1項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第21条第1項若しくは第28条第1項に基づき、政府から追徴金又は延滞金を徴収される場合において、その徴収について本規約第16条又は第17条に規定の事由があるときは、本事務組合は、その金額の限度で政府に対する徴収金の納付の責を負うものとする。

(追徴金の納付責任)

第16条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合、委託会員にかかる追徴金の納付の責を負うものとする。

- (1) 委託会員が本規約第6条第1項又は第7条第2項に基づき、前年度中に支払った賃金の総額等にかかる保険料・拠出金申告書を作成するに足る事実を報告したにもかかわらず、申告期限を経過し、政府により法第19条第4項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第19条第4項に基づき確定保険料又は一般拠出金の認定決定を受けた追徴金を徴収される場合。
- (2) 前号の他、本事務組合の責に帰すべき事由によって、追徴金が徴収される場合。

(延滞金の納付責任)

第17条 本事務組合は次の各号に掲げる場合、当該委託会員にかかる延滞金等の納付の責を負うものとする。

- (1) 委託会員が督促状の指定納期限の5日前までに、労働保険料を本事務組合に納入したにもかかわらず、本事務組合が指定納期限までに、その労働保険料等を政府に納付しないため、延滞金を徴収される場合。
- (2) 本規約第12条第1項に違反して、本事務組合が指定納期限の7日前までに、その委託会員に督促の通知を行わなかったために、督促状の指定納期限までに納付ができず、そのために延滞金を徴収される場合。
- (3) 前号の他、本事務組合の責に帰すべき事由によって延滞金を徴収される場合。

第5章 事務委託手数料

(事務委託手数料)

第18条 本事務組合は、労働保険事務組合の業務を運営するため、毎年、委託会員より次の各号に掲げる手数料を別表1のとおり徴する。なお、完納後の還付は行わないものとする。

- (1) 労働保険番号毎に年間基本手数料を一律1,900円徴収する。
- (2) 年度更新時における雇用保険・労災保険被保険者及び特別加入者の年間平均人数に応じて別表2のとおり規模別手数料を加算する。
- (3) 年度中途において本事務組合に新規で事務を委託した場合は、本条第1項第2号に定める規

模別手数料のみ委託月より月割りにて計算する。

- (4) 本条第1項第1号及び第2号に定める手数料は税抜価格であり、消費税は該当年度の4月1日現在の税率を適用するものとする。但し、年度途中での委託などはその事実が発生した日現在の税率を適用する。

(事務委託手数料の納入)

第19条 委託会員は、その年度における最初の概算保険料を本事務組合に交付するときにあわせて、事務委託手数料を納付しなければならない。ただし、当該年度の手事務委託手数料の合計額が10,000円(税抜き)を超える場合、概算保険料納付回数にあわせて分割納付することができ、端数が生じた場合には初回に繰り入れることとする。

第6章 会 計

(労働保険事務組合会計)

第20条 本事務組合は、労働保険事務組合としての業務を行う為に、次号の通り専用の口座を「肥後銀行 紺屋町支店」に開設し、普通預金口座に預託するものとする。

- (1) 「事務組合(保険料)」の口座を開設し、委託会員からの労働保険料等、その他徴収金等の収入及び支出に伴う管理を行う。
- (2) 「事務組合(劳保一般)」の口座を開設し、一般会計からの受け入れ金、これらの資金預託利子、本規約第18条に規定する事務委託手数料等の収入及び事務所経費の支出に伴う管理を行う。

第21条 本事務組合の会計のうち前条第1号においては、委託会員から交付を受けた労働保険料等、その他の徴収金、法第19条第6項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第19条第6項に基づく政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労働保険料等、その他の徴収金及び委託会員から受け入れた労働保険料等、その他の徴収金の超過額、返還金を支出とする。

2 本事務組合は、委託会員から交付を受けた労働保険料等、その他の徴収金並びに政府からの還付金を、その目的以外に使用しないものとする。

3 本事務組合は、委託会員から労働保険料等、その他の徴収金の交付を受けた場合、直ちに納付するときの他は、本規約第20条に規定する専用口座に預託し、国に納付又は委託会員に還付する場合の他は引き出さないものとする。

4 本事務組合は、委託会員の労働保険料等、その他の徴収金の納付のために本事務組合に交付した金銭が、納付すべき労働保険料等、その他の徴収金の額を超過している場合には、超過分の金額を当該委託会員に還付するものとする。

ただし、当該委託会員の承認によって、未納の労働保険料等、その他の徴収金に充当することができるものとする。

第22条 本事務組合の会計のうち前条第2号においては、本規約第18条に規定する事務委託手数料、報奨金及び助成金等を収入とし、事務費及びその他の費用を支出とする。

(経理年度)

第 2 3 条 本事務組合の経理年度は、本所の事業年度とする。

(専用口座の預金通帳と印鑑の保管)

第 2 4 条 本事務組合は、専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者について、本所の定めに基づき定める。

(監 査)

第 2 5 条 本事務組合は、毎年 1 回又は随時に労働保険事務等処理及び労働保険料等の預り金の処理について、本所の定めに基づき監事等の監査を受けるものとする。

第 7 章 報 告

(総会等への報告)

第 2 6 条 本事務組合は、毎年 1 回本所の総会等の議決機関において、収支決算を報告するものとする。

第 8 章 特定個人情報の保護

(特定個人情報保護の徹底)

第 2 7 条 委託会員及びその使用労働者に係る本事務組合が保有する特定個人情報の漏洩・減失又は毀損等を防止するため、本所で定める「熊本商工会議所特定個人情報保護規程」に基づき特定個人情報の保護を徹底しなければならない。

附則

この規約は、昭和 4 7 年 4 月 1 日より施行する。

平成 5 年 4 月 1 日 一部改正

平成 1 4 年 4 月 1 日 一部改正

平成 2 6 年 4 月 1 日 一部改正

平成 2 8 年 1 月 1 日 一部改正